

岡山市条例第40号

岡山市環境影響評価条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 技術指針（第4条）
- 第3章 配慮書（第5条－第11条）
- 第4章 方法書（第12条－第17条）
- 第5章 環境影響評価の実施等（第18条・第19条）
- 第6章 準備書（第20条－第26条）
- 第7章 評価書（第27条・第28条）
- 第8章 対象事業の内容の修正等（第29条・第30条）
- 第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第31条－第34条）
- 第10章 報告書（第35条－第43条）
- 第11章 都市計画法に定める手続との調整（第44条）
- 第12章 岡山市環境影響評価審議会（第45条－第50条）
- 第13章 雑則（第51条－第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ計画段階配慮及び環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、計画段階配慮及び環境影響評価について市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について計画段階配慮、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるために必要な事項を定め、その手続によって行われた計画段階配慮及び環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資するこ

とを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、市の区域内における次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する1の事業であって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項の対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項の第2種事業を除く。

- (1) 一般国道その他の道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、^{せき}堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の建設及び改良の事業
- (4) 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物であって発電用のもの及び送電用のものの設置又は変更の工事の事業
- (6) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て及び干拓その

他の水面の埋立て及び干拓の事業

(7) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

(9) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成及び同法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業

(10) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業その他の住宅団地の造成の事業

(11) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業

(12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第2種特定工作物及びスキー場その他のレクリエーションの用に供される施設の新設又は増設の事業

(13) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の新設又は増設の事業

(14) 第8号から前号までに掲げるもののうち2以上のものを併せて実施する用地の造成等の事業

(15) 前各号に掲げるもののほか、1の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

3 この条例（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者）をいう。

4 この条例において「計画段階配慮」とは、事業者が対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たり、1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想

定区域」という。)における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討することをいう。

5 この条例において「技術指針」とは、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針をいう。

(市、事業者及び市民の責務)

第3条 市、事業者及び市民は、事業の実施前における計画段階配慮及び環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針の策定等)

第4条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、技術指針を策定するものとする。

2 市長は、技術指針の内容について常に最新の科学的知見に基づく適切な検討を加え、必要な変更を行うものとする。

3 市長は、技術指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会に諮問するものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は変更したときは、これを告示するものとする。

第3章 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第5条 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の事業実施想定区域における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

第6条 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」

という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査，予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 対象事業の実施に当たり必要な許可，認可，免許その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）の種類及び根拠法令等

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は，当該対象事業に係る事業者は，これらの対象事業について，併せて配慮書を作成することができる。

3 事業者は，配慮書を作成したときは，速やかに，当該配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

（配慮書についての公告及び縦覧）

第7条 事業者は，前条第3項の規定による送付を行った後，配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため，規則で定めるところにより，配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し，公告の日から起算して30日間，配慮書及び要約書を技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される区域内において縦覧に供するとともに，規則で定めるところにより，インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出等）

第8条 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は，前条の縦覧期間内に，市長に対し，意見書の提出により，これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は，規則で定める。

3 市長は，第1項の期間を経過した後，事業者に対し，同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

（配慮書見解書の作成等）

第9条 事業者は，前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは，次に掲げる事項を記載した書類（以下「配慮書見解書」という。）を作成し，市長に提出しな

なければならない。

- (1) 第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による配慮書見解書の提出を受けたときは当該配慮書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書についての市長の意見等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による配慮書見解書の提出を受け、又は第8条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

(対象事業の廃止等)

第11条 事業者は、第7条の規定による公告を行ってから第13条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者とな

った者について行われたものとみなす。

第4章 方法書

(方法書の作成等)

第12条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第10条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第8条第1項の意見に配慮して、第5条の対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1) 第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項

(2) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

(3) 第8条第1項の規定により述べられた意見の概要

(4) 第10条第1項の市長の意見

(5) 前2号の意見についての事業者の見解

(6) 第5条の対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

2 第6条第2項の規定は、方法書の作成について準用する。

3 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第13条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、方法書及び要約書を技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、

規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(方法書説明会の開催等)

第14条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、前条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 市長は、事業者が方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、当該事業者に対し、助言を行うことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出等)

第15条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第13条の公告の日から、同条の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

(方法書見解書の作成等)

第16条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「方法書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第9条第1項第1号に掲げる事項

(2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による方法書見解書の提出を受けたときは当該方法書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(方法書についての市長の意見等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による方法書見解書の提出を受け、又は第15条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目の選定等)

第18条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第15条第1項の意見に配慮して、第12条第1項第7号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第19条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成等)

第20条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準

備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第12条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 第15条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 第17条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

3 事業者は、準備書を作成したときは、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第21条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、準備書及び要約書を技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第15条第1項及び第17条第1項の意見並びに第19条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第13条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）内において縦覧に供するとともに

に、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催)

第22条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第22条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第22条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出等)

第23条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第21条の公告の日から、同条の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

(準備書見解書の作成等)

第24条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「準備書見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第9条第1項第1号に掲げる事項

(2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

2 市長は、前項の規定による準備書見解書の提出を受けたときは当該準備書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(公聴会の開催等)

第25条 市長は、前条第1項の規定による準備書見解書の提出を受けて必要と認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書又は準備書見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の公聴会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらをその開催を予定する日の3週間前までに公告するものとする。

3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該公聴会の結果を記載した書類を作成し、事業者に送付するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(準備書についての市長の意見等)

第26条 市長は、第24条第1項の規定による準備書見解書の提出を受け、又は第23条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第7章 評価書

(評価書の作成等)

第27条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第23条第1項及び第25条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正が必要であると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第12条から次条までに規

定する環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第6条第1項第1号又は第20条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより、当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第20条第1項各号に掲げる事項

(2) 第23条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 第25条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあっては、当該公聴会において述べられた意見の概要

(4) 前条第1項の市長の意見

(5) 前3号の意見についての事業者の見解

3 事業者は、評価書を作成したときは、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を市長に送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第28条 事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第29条 事業者は、第13条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第27条第

1 項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第12条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第30条 事業者は、第13条の規定による公告を行ってから第28条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を市長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第31条 事業者は、第28条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第27条第1項又は第29条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 第28条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して事業を実施しようとする者は、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更について、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合であつて、当該変更後の事業について第12条から第28条までの規定による環境影響評価、第38条から第43条までの規定によるその他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると判断したときは、規則で定める期間内に、当該変更後の事業を行う事業者はその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた事業者は、第12条から第28条までの規定による環境影響評価、第38条から第43条までの規定によるその他の手続の全部又は一部を再度行わなければならない。

5 市長は、第3項の規定による判断をする場合において、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会に諮問するものとする。

6 第1項の規定は、第4項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

7 事業者は、第28条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第32条 事業者は、第28条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第20条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第12条から第28条まで又は第18条から第28条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第29条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うもの

限る。）」と読み替えるものとする。

(事業者の環境保全の配慮)

第33条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。

(許認可等への配慮)

第34条 市長は、対象事業の実施に係る許認可等の申請書類の提出があった場合、当該申請書類の内容と当該対象事業に係る評価書の内容に齟齬そごがないことを確認するものとする。

2 市長は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が市長以外の者である場合には、当該許認可等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、当該対象事業に係る許認可等の申請書類の内容と当該評価書の内容に齟齬がないことの確認を要請するものとする。

第10章 報告書

(工事等の着手の届出)

第35条 第28条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が対象事業の実施前に当該対象事業を他の者に引き継いだ場合には、当該対象事業を引き継いだ者）は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事等の完了の届出)

第36条 前条の事業者は、対象事業に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(供用開始の届出)

第37条 第35条の事業者は、対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告書の作成等)

第38条 第35条の事業者は、技術指針で定めるところにより、第20条第1項第6号イに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実にないものとして規則で定めるものに限

る。)、同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該対象事業の実施において講じたものに係る次に掲げる事項を記載した報告書(以下「報告書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第35条の事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域の位置その他の対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 環境保全措置(第4号に掲げるものを除く。)の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- (3) 対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)の項目、手法及び結果
- (4) 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- (5) 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別
- (6) 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2 第35条の事業者は、対象事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の管理者が異なる場合等において、当該管理者等との協力又は当該管理者等への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

3 第35条の事業者は、報告書を作成したときは、報告書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を市長に送付しなければならない。

(報告書の公告及び縦覧)

第39条 第35条の事業者は、前条第3項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(報告書についての意見書の提出等)

第40条 報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、第35条の事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写しを送付するものとする。

(報告書見解書の作成等)

第41条 第35条の事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第38条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 前条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 前号の意見についての第35条の事業者の見解

2 市長は、前項の規定による報告書見解書の提出を受けたときは当該報告書見解書を、前条第1項の意見が述べられなかったときはその旨を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(報告書についての市長の意見等)

第42条 市長は、前条第1項の規定による報告書見解書の提出を受け、又は第40条第1項の意見が述べられなかった旨を公表したときは、規則で定める期間内に、第35条の事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ第45条に規定する岡山市環境影響評価審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(報告書の公告後における環境保全の配慮)

第43条 第35条の事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第40条第1項の意見に配慮して、環境の保全について適正な配慮を行うもの

とする。

第 1 1 章 都市計画法に定める手続との調整

第 4 4 条 市長は、対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定めようとする事業である場合のこの条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価その他の手続については、同法に定める手続との調整を図り、適切かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

第 1 2 章 岡山市環境影響評価審議会

(設置)

第 4 5 条 この条例に定める環境影響評価等に関する事項を調査審議させるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 4 6 条 審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

(委員)

第 4 7 条 委員は、第 2 条第 1 項に規定する環境の構成要素に係る項目及び環境影響評価等の審議に係る項目に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第 4 8 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 4 9 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(その他)

第50条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については市長が別に定める。

第13章 雑則

(法対象事業に該当しないこととなった対象事業)

第51条 法対象事業であった事業が、法第3条の3第1項第2号又は法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、当該対象事業については、この条例の規定を適用する。

2 前項の場合において、市長は、法の規定に基づいて実施した環境影響評価その他の手続の段階に応じて必要な限度において、当該対象事業について、この条例の規定による手続の一部を免除することができる。

(他の地方公共団体の長との協議)

第52条 市長は、対象事業の事業実施想定区域、対象事業実施区域又は関係地域（以下「事業実施想定区域等」という。）に、市の区域に属さない地域が含まれていると認める場合は、事業実施想定区域等における計画段階配慮、環境影響評価その他の手続に関して、当該市の区域に属さない地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

2 前項の場合において、市長は、役割分担の見地から必要な限度において、当該対象事業について、この条例の規定による手続の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び調査の協力要請)

第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出について協力を求め、又はその職員が、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査することについて協力を求めることができる。

(勧告、命令及び公表)

第54条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) この条例の規定に違反して、計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(2) 配慮書、方法書、準備書、評価書又は報告書に虚偽の事項を記載したとき。

(3) 第31条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(市との連絡)

第55条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、市と密接に連絡し、必要に応じ、市に協力を求めることができる。

(適用除外)

第56条 この条例の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において実施される同条第3号に規定する事業については、適用しない。

(法対象事業等の意見の概要等の公表)

第57条 市長は、法第9条若しくは第19条に規定する書類又は岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号。以下「県条例」という。）第8条第3項若しくは第16条第3項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

(法対象事業等に係る市長の意見の形成の手續)

第58条 市長は、法第3条の7第1項、第10条第2項若しくは第4項若しくは第20条第2項若しくは第4項の意見を述べるために必要があると認めるとき又は県条例第6条第3項、第8条第4項、第13条第3項、第16条第4項若しくは第24条第2項の意見を述べるために必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の意見を述べたときは、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

(法対象事業等に係る勧告)

第59条 市長は、法第2条第5項の事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 法の規定に違反して法第2条第1項の環境影響評価その他の手續を行わないとき。

(2) 法第3条の3第1項の配慮書、法第5条第1項の方法書、法第14条第1項の準備書、法第21条第2項の評価書又は法第38条の2第1項の報告書に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、県条例第2条第3号の事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 県条例の規定に違反して県条例第2条第1号の環境影響評価その他の手續を行わないとき。

(2) 県条例第5条第1項の実施計画書、県条例第12条第1項の準備書、県条例第19条第2項の評価書又は県条例第29条第1項の報告書に虚偽の記載をしたとき。

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1章、第2章及び第12章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 県条例第2条第2号の対象事業（以下「県条例対象事業」という。）であって、施行日において対象事業に該当するもののうち、施行日前に県条例第13条第1項の規定により岡山県知事に対し県条例第12条第1項の準備書が送付されたものについては、この条例の規定は適用しない。
- 3 施行日前に県条例の規定に基づく環境影響評価その他の手続に着手した県条例対象事業であって、施行日において対象事業に該当するもののうち、前項に定めるもの以外のものについては、この条例の規定を適用する。
- 4 市長は、県条例の規定に基づいて実施した環境影響評価その他の手続の段階に応じて必要な限度において、前項の対象事業について、この条例の規定による手続の一部を免除することができる。
- 5 施行日において対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされている事業（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他規則で定める変更のみをして実施するものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。

附 則(令和3年市条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。